

道路維持管理計画

令和6年10月

中国地方整備局
山口河川国道事務所

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 管理路線の概要 | 2 |
| 2. 道路維持管理計画策定の背景と目的 | 5 |
| 3. これからの道路管理の取り組み（道路維持管理計画） | 6 |
| 道路の安全確保に向けて（維持管理目標） | |
| ① 道路巡回 | 6 |
| ② 清掃 | 7 |
| ③ 除草 | 8 |
| ④ 植樹剪定 | 9 |
| ⑤ 舗装維持 | 10 |
| ⑥ 照明維持 | 10 |
| ⑦ 道路設備点検 | 11 |
| ⑧ 除雪及び凍結防止剤散布 | 12 |
| ⑨ 修繕等事業 | 13 |
| 4. その他 | |
| 道路管理方針の周知、広報 | 14 |

1. 管理路線の概要

山口河川国道事務所は、山口県内の道路事業、河川事業を担当しており、道路事業における県内国道の直轄指定区間は、一般国道2号、9号、188号、190号の全線、191号の一部で計465.8km（2024.4.1現在）の管理を行っています。

▼山口河川国道事務所が直轄管理する路線

①一般国道2号

一般国道2号は、大阪市から北九州市に至る主要幹線道路であり、当事務所では広島、山口県境より下関市に至る延長156.7kmを管理しています。

この路線は県南の人口集中地域を横断するため、都市内、都市間、長距離の交通が重なり利用度が極めて高く、交通混雑が激しい区間となっています。

②一般国道9号

一般国道9号は、京都市から山陰地方の主要都市を経て山口県小郡で一般国道2号に合流し、下関市に至る主要幹線道路であり、当事務所では、島根、山口県境より下関市に至る延長66.6kmを管理しています。

この路線は、国道2号から県庁所在地である山口市において交通混雑が激しい区間となっています。

③一般国道188号

一般国道188号は岩国市から瀬戸内海沿岸を経由して下松市に至る延長72.4kmの路線で、起終点とも一般国道2号に結ばれており、当事務所ではその全区間を管理しています。

この路線は主要な港湾と一般国道2号とを連絡する道路であり、主要な港湾を有する岩国市、柳井市付近において、都市間交通、都市内交通など様々な利用形態が混在し、交通需要が極めて高い路線となっています。

④一般国道190号

一般国道190号は山口市から宇部市を経由して山陽小野田市に至る延長43.7km

で、起終点とも一般国道2号に結ばれており、当事務所では全区間を管理しています。この路線には、工業地帯を有する宇部市内において、都市間交通及び都市内交通により交通混雑の激しい区間となっています。

⑤一般国道191号

一般国道191号は、下関市から島根県益田市を経由して広島市に至る幹線道路であり、当事務所では下関市内、長門市から山口、島根県境に至る延長126.4kmを管理しています。

この路線は、異常気象による通行規制区間や、都市内交通による交通渋滞が著しい区間があります。

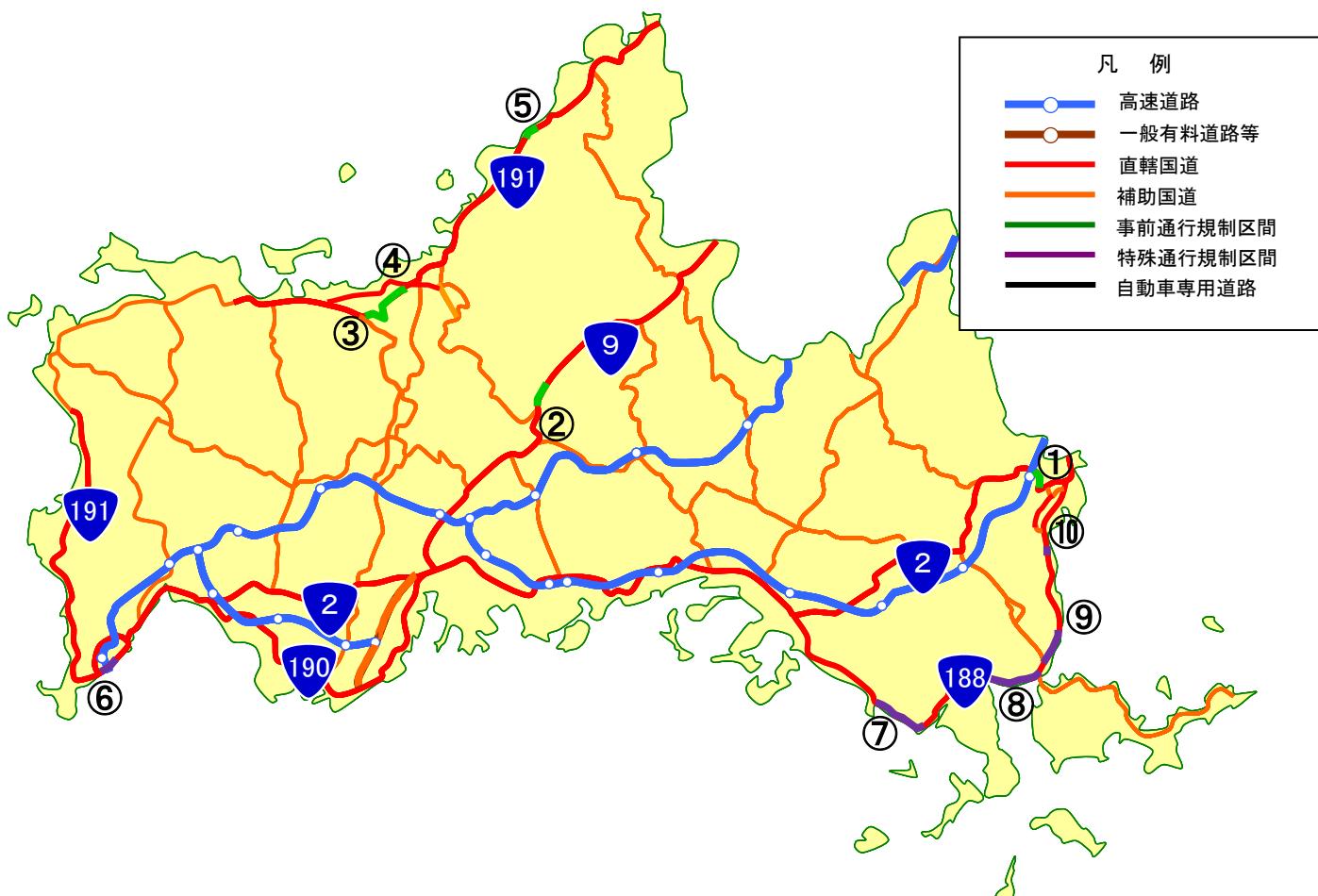
■出張所別管理区間延長

(単位: km)

| 路線名 | 延長 | 起終点 | 出張所名 | | | | | |
|------|----------------|-------------------------------|-------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| | | | 岩国 国道維持 出張所 | 防府 維持班 | 山口 国道維持 出張所 | 宇部 国道維持 出張所 | 下関 国道維持 出張所 | 萩 分室 |
| 2号 | 156.7 | 広島県大竹市南栄～下関市椋野町 | 37.2 | 59.6 | 14.5 | 28.0 | 17.4 | — |
| 9号 | 66.6 | 阿武郡阿東町徳佐上～下関市竹崎町 | — | — | 56.8 | — | 9.8 | — |
| 188号 | (4.7) 72.4 | ()は、岩国南バイパス 岩国市麻里布町～下松市望町 | (4.7) 49.7 | 22.7 | — | — | — | — |
| 190号 | 43.7 | 山口市江崎～山陽小野田市傍示 | — | — | 6.7 | 37.0 | — | — |
| 191号 | 35.3 | 下関市竹崎町～下関市豊北町北宇賀 | — | — | — | — | 35.3 | — |
| | (15.0) 91.1 | ()は萩・三隅道路 長門市西深川～萩市下田万 | — | — | — | — | — | (15.0) 91.1 |
| 計 | (19.7) | ()はダブルウェイ区間: 内数字 | (4.7) | 82.3 | 78.0 | 65.0 | 62.5 | (15.0) 91.1 |
| | 465.8 | | 86.9 | | | | | |

■特殊・事前通行規制箇所

| 図面番号 | 路線名 | 規制内容 | 担当出張所 | 規制区間 | | | 交通量(R3)台/日 | 規制条件(通行止め) | | 危険内容 |
|------|-----|------|-------|----------------|-------------|-----|------------|--|-----------------------|--------------------|
| | | | | 区間 | 距離標 | 延長 | | 気象等基準値 | 気象等観測所 | |
| ① | 2 | 事前 | 岩国 | 岩国市岩国～閏戸 | 380.8～382.7 | 1.9 | 14,800 | 連続雨量 250mm 又は時間雨量50mmを超えると連続雨量が150mmを超えると判断した場合 | (テレメータ) 岩国市閏戸 | 落石 |
| ② | 9 | 事前 | 山口 | 山口市木戸山～宮野 | 568.1～572.1 | 4.0 | 8,200 | 連続雨量 250mm | (テレメータ) 山口市木戸山 | 落石 土砂崩落 |
| ③ | 191 | 事前 | 萩 | 長門市三隅上～萩市三見 | 91.1～99.8 | 8.7 | 400 | 連続雨量 150mm | (テレメータ) 萩市三隅 | 落石 土砂崩落 |
| ④ | 191 | 事前 | 萩 | 萩市三見～山田 | 99.8～101.2 | 1.4 | 3,600 | 連続雨量 250mm | (テレメータ) 萩市三見 | 落石 土砂崩落 |
| ⑤ | 191 | 事前 | 萩 | 阿武郡阿武町木与～宇田 | 120.9～123.1 | 2.2 | 3,700 | 連続雨量 200mm | (テレメータ) 阿武郡阿武町大字木与 | 落石 土砂崩落 |
| ⑥ | 9 | 特殊 | 下関 | 下関市長府外浦～壇ノ浦 | 643.0～648.0 | 5.0 | 21,200 | 連続雨量 150mm | (テレメータ) 下関市前田 | 波浪 路面冠水 土砂崩落 |
| ⑦ | 188 | 特殊 | 防府 | 熊毛郡田布施町別府～光市室積 | 44.0～51.0 | 7.0 | 5,800 | バトロールを実施し波浪による路面冠水を発見したとき | — | 波浪 |
| ⑧ | 188 | 特殊 | 岩国 | 柳井市神代～柳井市柳井 | 25.0～32.0 | 7.0 | 13,500 | バトロールを実施し波浪による路面冠水を発見したとき | — | 波浪 |
| ⑨ | 188 | 特殊 | 岩国 | 岩国市由宇町字有家～神東 | 18.0～24.0 | 6.0 | 10,900 | バトロールを実施し波浪による路面冠水を発見したとき | — | 波浪 |
| ⑩ | 188 | 特殊 | 岩国 | 岩国市黒磯町～青木町 | 9.0～10.0 | 1.0 | 22,100 | バトロールを実施し波浪による路面冠水を発見したとき | — | 波浪 |



2. 道路維持管理計画策定の目的

◆目的

山口河川国道事務所管内における維持管理について、維持管理項目毎の対象区間や作業頻度等を明確にした「道路維持管理計画」を策定、公表し、この計画を基に道路の維持管理を実施します。

事後においては、維持管理項目ごとに実施した実際の頻度や費用、沿道住民からの要望等について明確にしつつ、次年度以降の維持管理に反映します。

なお、維持管理計画の見直しにあたっては、客観的なデータに基づき行い、ICT・AI等の新技術を活用することで、より効率的な維持管理を目指すものとするほか、道路利用者や自治体担当部局からの意見等を反映するなど適切に実施します。

3. これからの道路管理の取り組み(道路維持管理計画)

道路の安全確保に向けて（維持管理目標）

①道路巡回

《道路巡回の目的》

- 1) 道路の異常、破損等を発見し、道路構造の保全を図ります。
- 2) 交通に支障を与える道路の障害物および障害発生の危険を発見します。
- 3) 道路の交通状況を把握します。
- 4) 占用工事、請願工事等の実施状況を把握します。
- 5) 道路の不法使用、不法占用に対する指導、取締りをします。
- 6) 緊急を要する異常を発見した場合に、応急措置を実施します。

▼通常巡回

平常時における巡回であり、原則としてパトロールカー等から視認できる範囲、または目視と同等の確認が出来る技術で、道路の状況、交通の状況、道路利用状況等を把握するため実施します。

実施頻度 2日に1回

▼定期巡回

主として通常巡回を補完する目的で実施するものであり、徒歩等にて道路構造物等の細部点検を実施します。（自動車専用道路を除く）

実施頻度 原則として年に1回の頻度で管理区間を1巡します。

▼異常時巡回

台風、集中豪雨、積雪時の異常気象時や地震発生時に実施する巡回であり、主として危険が予測される箇所の点検および道路施設の被災状況、通行の可否等を確認するために実施します。

実施頻度 異常気象時等に適宜実施します。

なお、夜間における施設等の点検も適宜実施します。

▼支援技術の活用

機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に支援技術を選定し、その技術を用いる場合があります。



②清掃

《清掃作業の目的》

車道や歩道の安全な通行を確保すると併に、排水構造物の土砂の堆積等による側溝からの越水による盛土法面崩落等の災害を未然に防止するため、路面及び排水施設等の清掃を実施します。

▼車道の路面清掃

路面清掃は、路肩付近に土砂や落葉等が堆積し、自動車の制動距離の延伸及び二輪車等の事故を防止するために実施します。

実施頻度

土砂等の堆積状況を確認の上、年間1回程度実施します。

▼歩道清掃

歩行者や自転車の通行の安全を確保するため実施します。

実施頻度

土砂・落葉等の堆積状況を確認の上、適宜実施します。

▼排水施設（構造物）清掃

土砂の堆積等による通水阻害を防止するため、土砂の堆積状況、排水系統、流末の堆積状況を考慮し、実施します。

実施頻度

箇所を限定した上で、年に1回を目安として実施します。

なお、交通安全上危険な状況や特別な事情がある場合は、上記の基準によらず、適切な清掃を実施します。



③除草

《除草作業の目的》

除草は、雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で、実施します。

- ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合

道路の構造及び沿線の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のための対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、実施します。

《具体的に実施する箇所例》

- ・ 曲線部で視距を確保する箇所
- ・ 交通安全施設の機能を確保する箇所（案内標識等）
- ・ 歩道がなく、路肩を二輪車（バイク、自転車）が走行する箇所
- ・ 観光地等で美観上の配慮が必要な箇所

なお、特別な事情がある場合は、上記の基準によらず交通安全上支障をきたす場合は、安全確保のため、その都度実施します。



④植樹剪定

《植樹剪定の目的》

植樹帯及び中央分離帯の植栽を適切に管理することにより、繁茂による建築限界の阻害を防止し、道路利用者からの視距を確保や沿道環境の向上を目的とします。

なお、樹種等に応じて植栽剪定の時期及び頻度に配慮します。

実施頻度

高木、中低木：箇所を限定して3年に1回程度

ただし、生長が早い樹種にあっては建築限界内の障害の発生防止や視認性の確保のため、2年又は1年に1回程度とします。

寄植 : 箇所を限定して1年に1回程度

▼ 事務所の施設量

植樹管理（高木） 約 6,000本

植樹管理（低木） 約 13,200本

植樹管理（寄植） 約 59千m²

なお、交通安全上支障をきたす場合や特別な事情がある場合は、上記の基準によらず、適切な頻度で剪定を実施します。

また、植樹（高木）については必要に応じて点検を実施し、倒木等の事故が発生しないよう適切に管理を行います。



⑤舗装維持

《舗装維持の目的》

- 1) 舗装の耐久性を確保し、舗装の構造機能を保ちます。
- 2) 路面の走行性を確保し、交通の安全と快適性を保ちます。
- 3) 舗装に起因する沿道環境の悪化を防ぎます。

実施頻度

舗装点検において確認された箇所について変状や損傷の判定区分を基に、変状が著しい箇所・交通に影響が大きい箇所から優先的に補修を実施します。なお、良好な交通の確保が困難となる場合はその都度対応します。



⑥照明維持

《照明維持の目的》

夜間や地下道内において、利用者に安心・安全に道路を利用していただくために、ランプ切れ時におけるランプの交換を実施します。

実施頻度

照明維持は、ランプ切れの際に随時ランプの交換を行います。

灯器具等の交換にあたっては、経済的な適切な灯具を選定するとともに、消費電力量の変更がある場合は、遅滞なく電力供給契約の変更申請手続きを行います。

▼事務所の施設量

| | |
|--------|----------|
| 道路照明 | 約4, 100灯 |
| トンネル照明 | 約5, 500灯 |
| 地下道照明 | 約1, 900灯 |



⑦道路設備点検

《道路設備点検の目的》

道路設備（道路情報板、道路情報収集装置、トンネル非常用施設、トンネル換気設備、道路排水設備等）について定期的な点検を実施し、適切に作動するよう管理を行います。

《実施方針》

▼定期点検

原則として年1回の頻度で実施します。

▼臨時点検

地震、落雷、火災、暴風等が発生し、施設に影響があると予想される場合に実施します。

▼事務所の施設量

| | |
|-------------------|------|
| 1) 道路情報板 | 66基 |
| 2) 気象観測装置 | 32基 |
| 3) C C T V | 233基 |
| 4) トンネル非常用施設（消火栓） | 140基 |
| 5) トンネル換気設備 | 17基 |
| 6) 道路排水設備 | 71基 |

⑧除雪及び凍結防止剤散布

《除雪及び凍結防止剤散布の目的》

冬期における安全で円滑な道路交通の確保が図られるよう以下を目安としつつ、降雪量や道路の存する地域の地形の状況等に応じた適切な措置を講じます。

《実施方針》

▼車道除雪

原則として 5cm～10cm 程度の降雪量に達し、さらに降雪が続くことが予想される場合に実施します。

▼歩道除雪

通学路や、観光施設周辺において、歩行者の通行に支障がある場合に実施します。

▼凍結防止剤散布作業

凍結防止剤の散布は、路面の凍結が発生し易く、その影響が大きい区間を対象として、路面凍結が予測される場合に実施します。なお、対象区間は、路線の重要性、気象特性、および道路条件（例えば、縦断勾配 4%以上の区間、曲線半径 300m以下の区間、橋梁部、トンネル出入り口部、局部的に日陰となる箇所、その他必要箇所）などを考慮して設定します。

また、散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は 20 g/m²程度を目安として、対象区間の状況に応じた散布量を適宜設定します。

▼大雪で一般交通への影響が予想される場合

大雪時もしくは、大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ（令和3年3月）」を最大限尊重のうえ、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として関係機関とも連携し必要な措置に努めます。



⑨修繕等事業

1. 橋梁補修

長寿命化修繕計画を作成し、点検・補修・データ収集を行うことで計画的に橋の長寿命化を図ります。（事務所の施設量：1，335箇所）

《実施方針》

- 1) 橋梁長寿命化計画に基づき計画的に補修を実施します。
- 2) 点検等を実施し必要に応じて補修を実施します。
- 3) なお、点検等により重大な損傷が発生した場合には、緊急的に補修などの対策を行います。

2. トンネル補修

トンネル長寿命化修繕計画を作成し、点検・補修・データ収集を行うことで計画的な補修を実施します。（事務所の施設量：39箇所）

《実施方針》

- 1) トンネル点検において確認された箇所の補修については、変状や損傷の判定区分を基に、変状が著しい箇所・交通に影響が大きい箇所から優先的に補修を実施します。
- 2) トンネル点検で緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、早急に対策を実施します。

3. 防災対策

防災点検を実施し、防災点検結果に基づき、対策が必要と判断されたのり面・斜面等について、計画的に実施します。

《実施方針》

- 1) 災害等により被災した場合には、応急復旧作業等を速やかに実施するとともに、本格復旧のための補修対策を実施します。

4. 付属物補修（標識・照明・情報施設等）

点検要領に従い、点検・補修・データ収集を行うことで計画的な補修を実施します。

《実施方針》

- 1) 付属物点検において確認された箇所の補修については、変状や損傷の判定区分を基に、変状が著しい箇所・交通に影響が大きい箇所から優先的に補修を実施します。

5. 小構造物補修等

点検結果等から損傷度合いの高いもの、損傷の進行性があるものについて、構造物の補修を実施します。

4. その他

(1) 道路管理方針の周知・広報

- 道路維持管理計画については、本局および事務所ホームページに目的、実施方針、実施頻度をアップし、広く道路利用者、沿道住民等への周知に努めます。
- 道路利用者、沿道住民等からの要望対応等にあたり、道路維持管理計画の趣旨について十分な説明を行い、理解を求めます。
- 意見、要望等については内容を分析し、次年度以降の予算執行に反映します。